

宇都宮市サン・アビリティーズ条例施行規則

○宇都宮市サン・アビリティーズ条例施行規則

平成15年3月28日

規則第4号

改正 平成17年6月第59号

(趣旨)

第1条 この規則は、宇都宮市サン・アビリティーズ条例（平成15年条例第11号。以下「条例」という。）第16条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

(平17規則59・一部改正)

(定義)

第2条 この規則で使用する用語の意義は、条例の例による。

(開館時間及び休館日)

第3条 サン・アビリティーズの開館時間は、次のとおりとする。

(1) 火曜日から土曜日まで（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）を除く。） 午前9時から午後9時まで

(2) 日曜日及び祝日法による休日 午前9時から午後5時まで

2 サン・アビリティーズの休館日は、次のとおりとする。

(1) 月曜日（当該日が祝日法による休日に当たるときは、その翌日）

(2) 12月29日から翌年の1月3日まで

3 市長は、特別な事由があると認めるときは、第1項の開館時間若しくは前項の休館日を変更し、又は休館日以外に臨時に休館することができる。

(使用許可の申請)

第4条 条例第6条第1項の規定によりサン・アビリティーズを使用しようとする者は、次の各号に掲げる使用しようとする者の区分に応じ、当該各号に定める期間内に使用許可申請書を市長に提出しなければならない。

(1) 障害者 使用日の属する月前3月の初日から利用日まで

(2) 障害者以外の者 使用日の属する月前1月の初日から利用日まで

(使用の許可)

第5条 市長は、前条の規定による申請について許可したときは、使用許可書を当該申請者に交付するものとする。

(使用許可の取消し又は変更)

第6条 使用者は、使用許可を取り消し、又は変更しようとするときは、使用許可取消（変更）申請書に使用許可書を添えて市長に申請しなければならない。

(使用料の減免)

第7条 条例第9条の規定により使用料の減免を受けようとする者は、使用料減免申請書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を承認したときは、使用料減免決定通知書を当該申請者に交付するものとする。

(原状回復の義務)

第8条 使用者は、サン・アビリティーズの使用が終了したとき、又は条例第11条の規定により使用を停止され、若しくは使用許可を取り消されたときは、直ちに当該施設等を原状に回復し、返還しなければならない。

(損害賠償)

第9条 使用者は、故意又は重大な過失により、設備、器具等をき損し、又は汚損したときは、その損害を賠償しなければならない。

(使用者の遵守事項)

第10条 使用者の遵守すべき事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 使用に先だち係員の指示を受けること。
- (2) 使用の際、常時使用許可書を携帯するとともに、係員から要求があったときは、これを提示すること。
- (3) 使用許可を受けない設備、器具等を使用しないこと。
- (4) 設備、器具等をき損し、又は汚損しないこと。
- (5) 所定の場所以外において、喫煙しないこと。
- (6) その他管理上支障があると認める行為をしないこと。

(指定管理者に管理を行わせる場合における規定の適用)

第11条 条例第13条の規定により指定管理者にサン・アビリティーズの管理を行わせる場合における第4条から第6条までの規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

(平17規則59・追加)

(様式)

第12条 この規則に規定する申請書等の様式は、別に定める。

宇都宮市サン・アビリティーズ条例施行規則

(平17規則59・旧第11条繰下)

(補則)

第13条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

(平17規則59・旧第12条繰下)

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年6月24日規則第59号)

この規則は、公布の日から施行する。